

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	WEBTAWN(上水道管理事務)		
行政機関等の名称	津別町簡易水道事業 津別町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設課 水道係		
個人情報ファイルの利用目的	上水道管理		
記録項目	1氏名、2住所、3口座、4水栓情報、5使用料金		
記録範囲	上水道利用者		
記録情報の収集方法	本人		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	非該当		
記録情報の経常的提供先	—		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	津別町役場建設課水道係	
	(所在地)	津別町字幸町41番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—		
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/>	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)	—	
	(所在地)	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)	—	
	(所在地)	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	非該当		
備考			

作成日(最終修正日): 令和6年4月1日

建設課水道係

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	WEBTAWN(下水道管理事務)		
行政機関等の名称	津別町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設課 水道係		
個人情報ファイルの利用目的	下水道管理		
記録項目	1氏名、2住所、3口座、4水栓情報、5使用料金		
記録範囲	下水道利用者		
記録情報の収集方法	本人		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	非該当		
記録情報の経常的提供先	—		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	津別町役場建設課水道係	
	(所在地)	津別町字幸町41番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—		
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/>	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)	—	
	(所在地)	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)	—	
	(所在地)	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	非該当		
備考			

作成日(最終修正日): 令和6年4月1日

建設課水道係

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	地籍成果管理システム		
行政機関等の名称	津別町役場		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設課道路河川係		
個人情報ファイルの利用目的	成果品の交付・閲覧		
記録項目	氏名、住所		
記録範囲	土地所有者		
記録情報の収集方法	登記済通知書		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	非該当		
記録情報の経常的提供先	交付・閲覧申請者		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	津別町役場建設課道路河川係	
	(所在地)	津別町字幸町41番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-		
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/>	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル		無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)	-	
	(所在地)	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)	-	
	(所在地)	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	非該当		
備考			

作成日(最終修正日): 令和6年4月1日

建設課道路河川係